

## 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）： 欧州委員会による欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）案の採択

ヨーロッパニューズレター

2023年10月31日号

執筆者:

[加藤 由美子](#)[yu.kato@nishimura.com](mailto:yu.kato@nishimura.com)[マクシミリアン・レンツ](#)[m.lentz@nishimura.com](mailto:m.lentz@nishimura.com)

### I はじめに

2023年7月31日、欧州委員会は欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）に関する欧州委員会委任規則案（ESRS 委任規則案）<sup>1</sup>を採択した<sup>2</sup>。ESRSは、2023年1月5日に施行された企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）<sup>3</sup>により改正されたEU会計指令<sup>4</sup>や非財務情報開示指令（NFRD：Non-Financial Reporting Directive）<sup>5</sup>等に基づく具体的な開示項目等の詳細を定めるもので、欧州議会およびEU理事会による精査を経ることになるが、いずれの機関にも修正権限はなく、延長を含めて最長4ヶ月間の精査期間内に否決されなければこの内容で成立し<sup>6</sup>、2024年1月1日から適用開始となる。本稿ではESRSの前提となるCSRD、およびESRSの概要を紹介する。

### II 背景（CSRDの概要）

2023年1月5日に施行されたCSRD<sup>7</sup>は、NFRDによる改正後のEU会計指令のもとでサステナビリティ情報の開示を求められてきた対象企業の範囲を拡大し、かつ、開示項目をさらに充実・明確化することで、企

<sup>1</sup> [https://ec.europa.eu/finance/docs/level-2-measures/csrd-delegated-act-2023-5303\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/finance/docs/level-2-measures/csrd-delegated-act-2023-5303_en.pdf)

<sup>2</sup> [https://finance.ec.europa.eu/regulation-and-supervision/financial-services-legislation/implementing-and-delegated-acts/corporate-sustainability-reporting-directive\\_en](https://finance.ec.europa.eu/regulation-and-supervision/financial-services-legislation/implementing-and-delegated-acts/corporate-sustainability-reporting-directive_en)

<sup>3</sup> Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj>>

<sup>4</sup> Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC Text with EEA relevance <<http://data.europa.eu/eli/dir/2013/34/oj>>

<sup>5</sup> Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups Text with EEA relevance <<http://data.europa.eu/eli/dir/2014/95/oj>>

<sup>6</sup> 欧州委員会のQ&Aには、ESRSは8月後半に欧州議会およびEU理事会に提出されるとの記載がある。 <[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_23\\_4043](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_4043)>

<sup>7</sup> 安井桂大、加藤由美子「欧州におけるサステナビリティ情報開示規制の動向」商事法務2320号（2023年3月5日号）34頁乃至36頁

業による環境・社会・ガバナンス等への取組状況に関する透明性や信頼性を確保し、持続可能な社会経済の実現に寄与することを目指すもので、EU の成長戦略である「欧州グリーン・ディール」<sup>8</sup>およびそれを支える「サステナブル・ファイナンス・アジェンダ」<sup>9</sup>の一環として制定されたものである。CSRD の適用対象は、【表 1】のとおり段階的に拡大される。NFRD のもとでの適用対象企業は従業員 500 名超の公益性を有する大規模な EU 企業に限定されており、その数は約 11,700 社程度であったが、CSRD は適用対象企業の範囲を次のとおり段階的に拡大し、約 50,000 社が開示の対象になると見込まれている。

【表 1】適用対象会社別の開示開始時期

適用対象会社	CSRD 適用対象会計年度	開示開始時期
NFRD 適用会社	2024 年会計年度 <sup>10</sup>	2025 年
NFRD 適用外の大規模企業 <sup>11</sup>	2025 年会計年度	2026 年
EU 域内で上場する中小企業（零細企業を除く） 小規模かつ複雑でない信用機関（small and non-complex credit institutions）および相互保険会社	2026 年会計年度	2027 年
EU 域外企業 <sup>12</sup>	2028 年会計年度	2029 年

CSRD の適用対象企業は、年次報告書の一部であるマネジメント・レポートにおいて、環境・社会・ガバナンスといったサステナビリティ情報を開示することが求められる。CSRD において特徴的な点として、開示にあたって「ダブルマテリアリティ」の考え方が採用されており、サステナビリティ関連の課題が自社の企業価値に及ぼす影響のみならず、自社の企業活動がサステナビリティ関連の課題に及ぼす影響についても考慮した上での開示が求められることが挙げられる。また、開示されるサステナビリティ情報については、基準の遵守に関する第三者の保証（「外部保証」）が段階的に求められることになる<sup>13</sup>。サステナビリティ情報の開示をめぐるっては、現状では様々な国際的基準が存在しており、その整合性を求める声が企業からも聞かれるところ、CSRD は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）<sup>14</sup>や Global Reporting Initiative（GRI）スタンダードといった国際的な基準との調整も試みられている<sup>15</sup>。このような CSRD によって改正された情報開示に関する全般的な考え方や開示項目等の詳細を定めたものが ESRS である。

<sup>8</sup> [https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en)

<sup>9</sup> [https://commission.europa.eu/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance\\_en](https://commission.europa.eu/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance_en)

<sup>10</sup> CSRD による開示開始前は CSRD に基づく改正前の NFRD に基づく開示が求められる。

<sup>11</sup> 大規模企業とは、次のうち 2 つ以上の要件を満たす企業をいう。(1)総資産 2,000 万ユーロ超、(2)売上高 4,000 万ユーロ超、(3)従業員 200 名超。

<sup>12</sup> EU 域内での連結売上高が 2 会計年度連続して 150 百万ユーロ超であり、かつ次のいずれかの要件を満たす企業。(1)EU における子会社が 大規模企業または EU 域内上場企業（零細企業を除く）に該当、(2)EU における支店の EU における売上高が 40 百万ユーロ超。（CSRD Article 1 (14)）

<sup>13</sup> 欧州委員会が 2026 年 10 月 1 日より前に「限定的保証（limited assurance）」の基準を、2028 年 10 月 1 日より前に「合理的保証（reasonable assurance）」の基準を委託法令として採択する見込みである（CSRD Article 3 (15)）。

<sup>14</sup> 国際会計基準（IFRS）財団の傘下にある ISSB は、2023 年 6 月 26 日にサステナビリティ関連のリスクと機会や気候変動関連の情報開示の基準を示す IFRS Sustainability Disclosure Standards（ISSB スタンダード）を公表している。<<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/06/issb-issues-ifrs-s1-ifrs-s2/>>

<sup>15</sup> CSRD 前文パラグラフ(43)

### Ⅲ ESRS の概要

上記のとおり、ESRS は、CSRD に基づく具体的な開示項目の詳細を定めるものであり、2023 年 7 月 31 日に欧州委員会に採択された ESRS 委任規則案には附属書 1 および附属書 2 が添付されており、附属書 1 では【表 2】のとおり構成される ESRS の内容が記載され、附属書 2 では ESRS で使われる略称や用語の定義がまとめられている。これらの基準はセクターにかかわらず適用されるものである。また、欧州委員会は同日 ESRS に関する Q&A<sup>16</sup>も公表している。

【表 2】 ESRS が規定する開示基準の構成

基準	分類	項目	内容
横断的基準	ESRS 1	全般的要求事項	ESRS に基づく開示に際しての一般原則・基本的概念の説明。
	ESRS 2	全般的開示事項	①ガバナンス、②戦略、③影響・リスク・機会のマネジメント、④指標と目標を中心とする開示の目的および開示要求事項の説明。
環境	ESRS E1	気候	「環境」に関する各開示項目につき、開示の目的および要求事項の説明。
	ESRS E2	汚染	
	ESRS E3	水および海洋資源	
	ESRS E4	生物多様性および生態系	
	ESRS E5	資源利用および循環型経済	
社会	ESRS S1	自社の労働力	「事業活動」に関する各開示項目につき、開示の目的および要求事項の説明。
	ESRS S2	バリューチェーンにおける労働者	
	ESRS S3	影響を受けるコミュニティ	
	ESRS S4	消費者および最終利用者	
ガバナンス	ESRS G1	事業活動	「社会」に関する各開示項目につき、開示の目的および要求事項の説明。

CSRD の適用対象企業には、ESRS 1 で示される開示に際しての一般原則に基づき、ESRS 2 で要求される全般的開示事項の開示が義務づけられるが、環境（ESRS E1 乃至 E5）、社会（ESRS S1 乃至 S4）、ガバナンス（ESRS G1）で規定される開示項目については、各企業が(1)サステナビリティ関連の課題が自社の企業価値に及ぼす影響および(2)自社の企業活動がサステナビリティ関連の課題に及ぼす影響の両方の観点から、その重要性（マテリアリティ）を評価し、その結果に応じて関連ある情報の開示だけが求められており、自身のビジネスモデルや事業活動に照らして関係のないもの（重要でないもの）についての情報開示は省略できるとされている。ただし、この重要性の分析には外部機関による保証が求められ、また、気候変動に関する重要性分析については、分析の結果開示が不要と判断された場合にはその背景について説明を要す

<sup>16</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_23\\_4043](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_4043)

る点に注意が必要である。

なお、バリューチェーンが新興市場を含めて広範囲に広がっている場合等、情報開示にあたって必要となる情報入手の難しさが考慮されることになっており、欧州委員会は2024年6月30日までにセクター別の開示基準<sup>17</sup>、中小企業向けの開示基準<sup>18</sup>、EU域外企業向けの開示基準<sup>19</sup>の最終案を発表する予定である。

## IV 企業に求められる対策

CSRDの発効により、EU域内の大規模企業をはじめ開示義務の対象となる企業にとっては、ESRSに基づいたサステナビリティに関する情報開示の充実に加え、これまで以上にサステナビリティ課題への取組自体も重要になってくる。具体的には、企業による情報開示の内容と実際の企業の取組状況の間に乖離を生じさせないように、自社およびバリューチェーンのサステナビリティ関連課題への対応状況について、状況の確認や一定の取組を実施することが求められる。また、直接開示義務の適用対象となる企業のみならず、適用対象とならない企業にとっても取引先から自社およびバリューチェーンのサステナビリティ関連の課題について照会、取組を求められる等の影響が考えられる。企業にとっては、CSRDに基づく新たな開示義務の有無に関わらず、サステナビリティ課題への取組強化を意識した事業活動の遂行が、企業の社会的責任を果たすだけでなく自身の企業成長のためにも不可欠なものといえる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>17</sup> CSRD Article 1(8)

<sup>18</sup> CSRD Article 1(8)

<sup>19</sup> CSRD Article 1(14)